

JIIMA認証制度の紹介

～電子帳簿保存法対応ソフトの認証制度とは～

2024年3月15日

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
法務委員会

1.はじめに

2.JIIMA認証制度の紹介

- (1) JIIMA認証制度とは
- (2) 認証制度の概要①②
- (3) 認証製品を確認する方法①②

3.電帳法対応後に、利用ソフトを変更する場合

- (1) 変更する場合の注意点
- (2) データポータビリティガイドラインの紹介

電子帳簿保存法への対応

市販されている
ソフトで対応

自社ソフトやそれ以外
の方法で対応

電子帳簿保存法等のデータ化による効果

業務の効率化

業務のスピードアップ

ペーパーレス

テレワークの実現

データの調査・分析による経営戦略の立案

JIIMAは、市販されている電子帳簿保存法対応ソフト機能が法的要件を確保しているかの認証を行っています。

4つの認証制度

電子帳簿ソフト法的要件認証制度

電子書類ソフト法的要件認証制度

スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

電子取引ソフト法的要件認証制度

メーカー

JIIMA認証を取得したいメーカーが、機能チェックリストに記入をして、マニュアル等とともに申請して頂きます

JIIMA

チェックリストとマニュアルを確認して、仕様が法的要件を満たしているかを確認して、認証を行います

認証制度のメリット

1. 導入予定ソフトが、『JIIMA認証』を取得していれば、ソフトの機能について電子帳簿保存法の法的要件が確保出来ている為、安心して利用できます。
2. 電子帳簿保存法にも対応した電子化・電子データ活用できるソフトを探すことが出来るため、自社の業務生産性向上のヒントや検討に繋がります。

電子帳簿ソフト法的要件認証制度

法令概要・認証パターン

認証年度あり

138 ※
製品

国税関係帳簿について、最初の記録段階から自己が一貫して電子計算機（ソフト）を使用して作成する場合に、一定の要件を確保することで、電子的に保存することが認められます。

- ・『作成 + 保存』・『保存のみ』の2パターンで認証しています。
- ・令和5年より、補助簿についても審査項目を設けています。

認証ロゴ



代表的なソフト種類例

- ・会計
- ・販売管理
- ・購買管理・固定資産管理
- ・電子帳簿保存等

電子書類ソフト法的要件認証制度

法令概要・認証パターン

認証年度なし

89 ※
製品

国税関係書類について、最初の記録段階から自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合に、一定の要件を確保することで、決算関係書類や取引関係書類（発行書類の写し）を電子的に保存することが認められます。

- ・『作成 + 保存』（決算関係書類と取引関係書類の2パターン）
- ・『保存のみ』（取引関係書類のみ） 計3パターンで認証

認証ロゴ



代表的なソフト種類例

- ・会計
- ・販売管理
- ・請求管理
- ・電子書類保存等

スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

217 ※
製品

法令概要・認証パターン

認証年度あり

紙で受領した国税関係書類について、**スキャナ**（スマホのカメラ等含む）で**電子化**を行い、**一定の要件を確保**して電子保存することが出来ます。また自社で発行した手書きの国税関係書類についても、スキャナ保存が出来ます。

- ・令和3年より、タイムスタンプ代替措置についても審査項目を設けています。

認証ロゴ



代表的なソフト種類例

- ・経費精算ソフト
- ・請求管理ソフト
- ・会計ソフト
- ・スキャナ保存ソフト等

電子取引ソフト法的要件認証制度

231 ※
製品

法令概要・認証パターン

認証年度あり

取引に関して、受領し、又は交付する**書類に通常書かれる記載事項**を**電磁的方式で行った場合には、保存が義務**となります。

- ・真実性確保について、システムで要件を確保するパターンについて審査を行っています。

認証ロゴ



令和3年改正法令基準

代表的なソフト種類例

- ・請求WEB送信ソフト
- ・契約管理ソフト
- ・会計ソフト
- ・電子取引保存ソフト等

2-(3). 認証ソフトを確認する①

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

● 国税庁 電子帳簿保存法関係ページ

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ホーム 税の情報・手続・用紙 刊行物等 法令等 お知らせ 国税庁等について

ホーム / 法令等 / その他法令解釈に関する情報 / 電子帳簿保存法関係

電子帳簿保存法関係

- 電子帳簿保存法の概要
- パンフレット (過去の主な改正を含む)
- 関係法令・取扱通達等
- 届出等の様式
- 一問一答 (Q&A)
- 制度創設等の経緯
- JJIMA認証情報リスト**
- 要件適合性に関する事前相談窓口
- 令和3年度税制改正

電子帳簿等保存制度 特設サイト

● JJIMAホームページ

JJIMA 文書情報管理士・文書情報マネージャー 認定団体
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

TOP 文書情報マネジメントとは JJIMA認定の資格 **JJIMA認証制度** JJIMAの活動 機関誌IM 委員会活動 JJIMAについて

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

▼ 認証制度について ▼ 認証を受ける方へ ▼ FAQ **▼ 認証製品一覧**

はじめに

平成10年に制定された「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（電帳法）」の制定により、これまで紙で保存しなければならなかったコンピュータ作成の帳簿書類について、一定の要件の下に電子データのままで保存することができるようになりました。平成12年の改正で、紙の書類をスキャニングして電子データとして保存する（スキャナ保存）ことが認められるようになりました。

認証ソフトの一覧は、以下の2カ所から確認が出来ます。
「国税庁HPの電子帳簿保存法関係」と「JJIMAHのJJIMA認証制度」

TOP

文書情報マネジメントとは

JIIMA認定の資格

JIIMA認証制度

JIIMAの活動

機関誌IM

委員会活動

JIIMAについて

電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証製品一覧

TOP / JIIMA認証制度 / 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証制度 / 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証製品一覧

▼ 認証制度について

▼ 認証を受ける方へ

▼ FAQ

▼ 認証製品一覧

※下記バージョン以降を認証製品とする

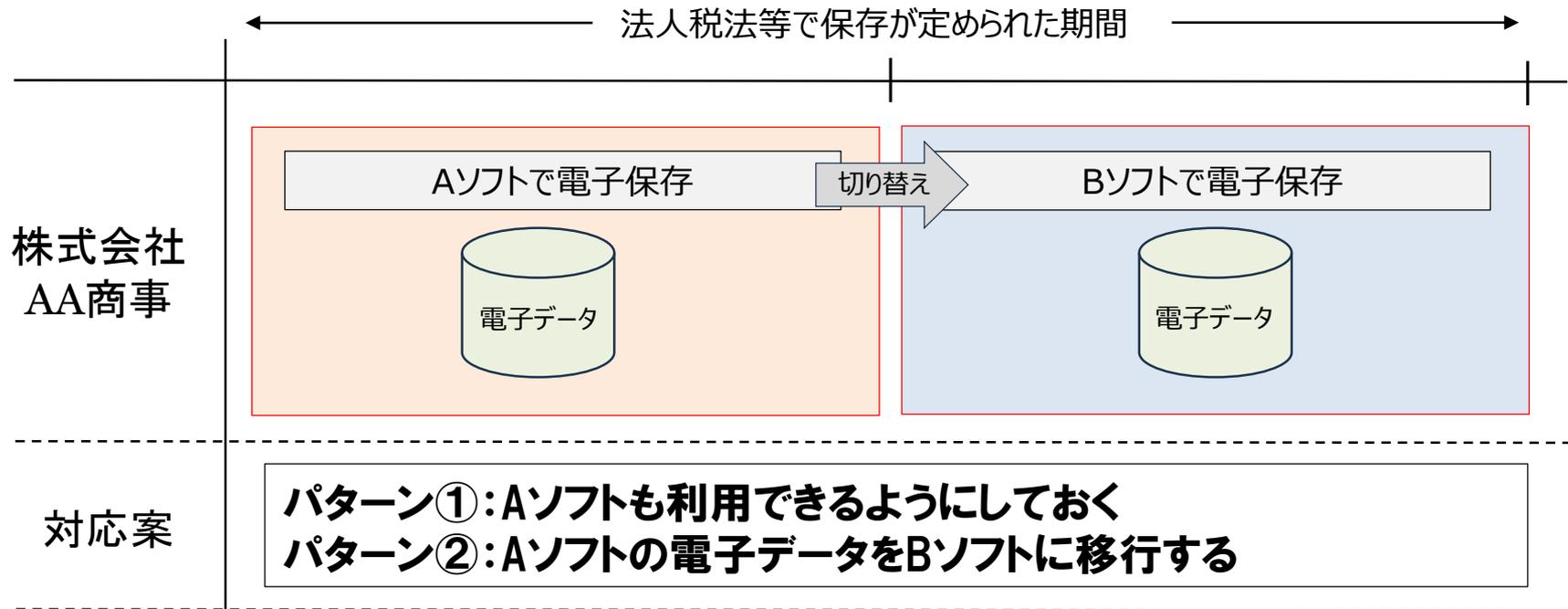
認証番号	ソフトウェア名称	※バージョン	メーカー	主製品/ 派生製品	審査基準法 令年度	認証有効期限
000100-01	WWDS証憑アーカイブスタンダード	Ver.1.7.5	株式会社ハイパーギア	主製品	令和3年度	2025年1月28日
000200-01	ArcSuite (旧:ArcSuite Engineering)	4.0	富士フイルムビジネスソリューション株式会社	主製品	令和3年度	2025年4月22日
000300-01	DocuShare	7.5	富士フイルムビジネスソリューション株式会社	主製品	令和3年度	2025年4月22日
000400-01	インボイス・マネジャー (旧TKC証憑ストレージサービス)	2016年6月版	株式会社TKC	主製品	令和3年度	2025年2月24日
000500-00	Ridoc Smart Navigator V2	V2	リコージャパン株式会社	主製品	平成27年度	2025年3月31日

**認証を取得したソフトウェア・メーカー名等を確認することが出来ます。
スキャナ保存・電子取引は、審査基準年も記載されています。**

電帳法対応後に、利用ソフトを変更する場合

- (1) 変更する場合の注意点
- (2) データポータビリティガイドラインの紹介

何らかの理由で、電子帳簿保存法対応後に利用ソフトを変更した場合



電子帳簿保存法が長く利用されるに従い、上記のように何らかの理由でソフトを変更するケースが増えていくと想定されます。

パターン②の場合は、データ移行が必要となり、ユーザー側だけでなくベンダー側にも機能やサポートが必要となる場合もあります。

JIIMA法務委員会では、国税庁からの依頼を受けて

スキャナ保存 タイムスタンプ代替要件で確保されたデータ移行を対象 に『データポータビリティガイドライン』を2023年4月に発行しました。

電子帳簿保存法 第4条3項 スキャナ保存

電帳法スキャナ保存における データポータビリティガイドライン ～タイムスタンプ代替要件で確保されたデータの移行について～

第1.0版

2023年04月21日



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
法務委員会

● ガイドライン発行の目的（一部抜粋）

サービス乗り換え時にデータ移行をする場合に関しては、タイムスタンプ代替要件について記載されている取扱通達 4-28【解説】には、「スキャナデータを異なるシステムやサーバに移行する際には、スキャナデータだけでなくデータを保存した時刻と、それ以降に改変されていないことの証明に必要な情報も引き継ぐ必要があることに留意する。」との記載があります。

しかし、この点について具体的かつ実施可能な方法としてどのようなものが考えられるかまでは示されていないことから、国税庁より当協会が依頼を受け、タイムスタンプ代替要件に対応したサービスの提供事業者を主な対象として、タイムスタンプ代替要件を利用している納税者がデータ移行を行うための方法について、考え方や移行時に注意すべきポイントをガイドラインとしてまとめ、発行しました。

JIIMAHF ガイドラインから無料でダウンロードが可能です。

<https://www.jiima.or.jp/>

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)



“日本のあらゆる組織の価値を高めるために
文書情報マネジメントの実践を通じてDXを加速するようにリードする協会“

約180社の会員企業を中心に、文書情報マネジメントの推進活動を行っています。

- ・文書情報マネジメントに関する法的規制緩和の推進
- ・文書情報マネジメントに関する調査研究・標準化・参考書・ガイドライン作成・セミナー開催
- ・文書情報管理士及び文書情報マネージャー資格制度の運用

法務委員会では、電子帳簿保存法を中心に国への改善提案や企業への普及活動を実施しています。ご清聴ありがとうございました。